

## 18.久留米市企業局手数料取扱要綱の解説

(趣 旨)

第1条 この要綱は、久留米市水道条例（昭和35年久留米市第13号。以下「条例」という。）第30条に規定する給水装置工事手数料について必要な事項を定めるものとする。

### ◆ 水道条例第30条の趣旨

給水装置の工事を申し込む者は、当該工事の給水管の口径で別表第4に掲げる口径の区分に応じ、同表に定める基準額に基づき算出した手数料の額を納付しなければならない。手数料は還付しない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(定 義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例の例による。

(手数料の徴収基準)

第3条 手数料は、次の各号に定める工事の申込みを行う者から、当該各号に定める基準にもとづき徴収する。

#### (1) 給水装置工事の新設工事

新設の建物又は既設の建物で居住者が水道を使用していなかったものに、新たに給水装置を設置する工事の場合は、設置される給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

#### (2) 給水装置工事の改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原形に変更を加える工事の場合は、変更後の給水装置の給水管口径に応じて、手数料を徴収する。

#### (3) 給水装置工事の撤去工事

給水装置の全部を取除く工事の場合は、給水装置の個数に応じて、手数料を徴収する。

### ◆ 徴収基準

給水装置工事の申請（新設・改造）に伴い、取扱う配管の最大口径に応じて、手数料を徴収する。なお、給水装置の個数（メータ個数）を徴収対象の基準個数とする。

#### 1) 一般住宅の場合

一般住宅では、通常取扱い口径φ20であり、3,000円の手数料となる。

## 2) 集合住宅等について

集合住宅等では通常、複数の給水装置（各戸メータ）となり、各給水装置の取扱う口径により、手数料額×個数で算出する。

例) 取出口径φ40の集合住宅10戸（φ20）＋共用散水1個（φ13）のケース  
10,000＋3,000×（11-1）＝40,000円となる。

※ 取出口径φ40により10,000円と、メータ個数φ13・φ20（給水装置の数）で3,000円×11個だが、取出し部で一度徴収しており1個分を差引くものとする。

## 3) 撤去工事

撤去工事の場合、取扱配管口径等に関係なく、撤去する給水装置の個数に応じ、1箇所につき1,000円を徴収する。

## 4) 給水管の移管（開発行為）、寄付（ミニ開発等）の対応について

開発行為等で、給水管が移管（開発の条件）される場合は、移管される給水管については手数料の徴収対象としない。また、ミニ開発等でも、給水管を完成後寄付される場合は、手数料の徴収対象としない。ただし、寄付は申請者の意思であり、完成後寄付されない場合は手数料を徴収する。

## 5) 大管からの分岐について

給水主管（大管）から、給水管（小管）を支管分岐等（チーズ）する場合は、給水主管（大管）は手数料の徴収対象としない。但し、給水主管（大管）を延長して取出しを行う場合は手数料の徴収対象となる。

## 6) 消火栓の設置について

開発に伴う消火栓設置は、手数料の徴収対象（完成後、消防へ帰属されるため）としない。

（手数料の額）

第4条 手数料の額は、条例第30条別表第4に定める額とする。

### ◆ 手数料の額

給水装置の工事をするとき。

給水装置工事手数料		
給水管の口径	13～25ミリメートル	3,000円
	40～50	10,000円
	75以上	20,000円

- ・撤去工事のみの場合は、本表にかかわらず1,000円とする。
- ・取扱う配管口径の最大が30ミリメートルの場合は、13～25ミリメートルの手数料3,000円を徴収する。

（手数料の納入）

第5条 管理者は、手数料を徴収するため納入通知書を発行する。

- ◆ 納入通知書は水道施設サービス課が発行し、納入期限は調定日より3週間以内で運用している。

(手数料の特例)

第6条 次の各号に掲げる場合は、手数料は徴収しない。

- (1) 修繕工事の場合
- (2) 貯水槽以下設備工事の場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

- ◆ 手数料の特例について

1) 修繕工事とは

給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

2) 貯水槽水道について

貯水槽以下施設(各戸検針各戸徴収物件を含む)は給水装置ではなく、貯水槽以下設備での工事は手数料の徴収対象とならない。但し、受水槽までの設備は給水装置であり、取出し部から受水槽入口までの工事(新設・改造)では、取扱う配管の口径により手数料が徴収される。

また、既存施設等(貯水槽水道)を直結式(増圧式含む)へ改造(受水槽の撤去)を行う際は、既存の受水槽以下設備が給水装置となるため、各戸の給水装置を改造しなくとも、各戸検針各戸徴収(局メータ設置)している場合、その個数に応じて配管の口径により手数料を徴収する。

(手数料の還付)

第7条 条例第30条第3項の特別の理由とは次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 自然災害により給水装置工事の継続が不可能と認められるときで、申請者から中止の届出があった場合
- (2) 企業局に起因する給水装置工事の変更により手数料の減額があった場合
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

- ◆ 給水装置工事の申請者の都合等で、工事が中止された場合などでは、手数料の還付は行わない。また、中止届提出の段階で手数料が納入されていない場合は、手数料の納付が必要となる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。